

# 横浜市都市緑地法施行細則

制定 昭和 49 年 12 月 25 日  
規則第 163 号

横浜市都市緑地保全法施行細則をここに公布する。

横浜市都市緑地法施行細則

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 特別緑地保全地区（第 3 条－第 8 条の 4）
- 第 3 章 緑化地域（第 9 条－第 15 条）
- 第 4 章 緑地協定（第 16 条－第 20 条）
- 第 5 章 削除
- 第 6 章 雑則（第 27 条・第 28 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）の施行に関しては、都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）及び都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。  
（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

## 第 2 章 特別緑地保全地区

（特別緑地保全地区内における行為の許可の申請）

第 3 条 法第 14 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可申請書（第 1 号様式）の正本及び副本に、それぞれ設計書及び別表第 1 に掲げる行為の区分による図書を添えて市長に提出しなければならない。当該許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

（特別緑地保全地区内における行為の許可及び不許可の通知）

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可したときは特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可書（第 9 号様式）を、不許可にしたときは特別緑地保全地区内行為（行為変更）不許可通知書（第 10 号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（特別緑地保全地区内における行為の通知及び届出）

第 5 条 法第 14 条第 4 項の規定による通知をしようとする者は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）通知書（第 11 号様式）の正本及び副本に、それぞれ付近見取図、現況図及び当該行為の概要を記載した図書を添えて市長に提出しなければならない。当該通知をした行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 法第 14 条第 5 項の規定による届出をしようとする者は、特別緑地保全地区内行為着手届出書（第 12 号様式）の正本及び副本に、それぞれ付近見取図、当該行為に着手する前の行為地の状況を示した図書及び当該行為の概要を記載した図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 法第 14 条第 6 項の規定による届出をしようとする者は、特別緑地保全地区内非常災害応急措置届出書（第 13 号様式）の正本及び副本に、それぞれ付近見取図、当該行為に着手する前の行為地の状況を示した図書及び当該行為の概要を記載した図書を添えて市長に提出しなければならない。

4 第 3 条第 2 項の規定は、前 3 項の規定による図書の添付について準用する。

（特別緑地保全地区内における行為の通知及び届出の確認の通知）

第5条の2 市長は、前条第1項の規定による通知又は同条第2項若しくは第3項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、特別緑地保全地区内行為（行為変更）確認通知書（第13号様式の2）を当該通知又は届出をした者に交付するものとする。

（特別緑地保全地区内における行為の協議）

第5条の3 法第14条第8項の規定による協議をしようとする者は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議申出書（第13号様式の3）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。当該協議を終了した行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の申出書に必要と認める図書を添付させることができる。

（特別緑地保全地区内における行為の協議の結果の通知）

第5条の4 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る協議を終了したときは、特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議結果通知書（第13号様式の4）を当該届出をした者に交付するものとする。

（特別緑地保全地区内における行為の許可等の表示）

第6条 法第14条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）又は同条第8項の規定による協議を終了した者は、当該行為の期間中行為地の見やすい箇所に特別緑地保全地区内行為の許可等の表示（第14号様式）を掲げておかなければならない。

（特別緑地保全地区内における行為の許可の承継の届出）

第7条 許可を受けた者について相続又は合併若しくは分割（当該許可に係る行為の全部を承継する場合に限る。）があったときは、相続人又は合併後に存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る行為の全部を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継した日から起算して15日以内に、特別緑地保全地区内行為許可承継届出書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（特別緑地保全地区内における行為の許可等に関する名義変更の届出）

第8条 許可を受けた者、法第14条第4項の規定による通知をした者、同条第5項の規定による届出をした者又は同条第8項の規定による協議を終了した者は、当該許可、通知、届出又は協議に係る行為を完了する前に、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、速やかに、特別緑地保全地区内行為の許可等に関する名義変更届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（特別緑地保全地区内における行為の許可等に関する取下げ及び取りやめの届出）

第8条の2 法第14条第1項の規定による許可の申請又は同条第8項の規定による協議の届出をした者は、当該申請又は届出を取り下げようとするときは、特別緑地保全地区内行為の許可等に関する取下届出書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 許可を受けた者、法第14条第4項の規定による通知をした者又は同条第8項の規定による協議を終了した者は、当該許可、通知又は協議に係る行為を取りやめようとするときは、特別緑地保全地区内行為の許可等に関する取りやめ届出書（第17号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（特別緑地保全地区内における許可等に係る行為の完了の届出）

第8条の3 許可を受けた者又は法第14条第8項の規定による協議を終了した者は、当該許可又は協議に係る行為を完了したときは、速やかに、特別緑地保全地区内行為完了届出書（第17号様式の3）に当該行為を完了した後の行為地の状況を示した写真を添えて市長に提出しなければならない。

（特別緑地保全地区内における許可等に係る行為の完了の確認の通知）

第8条の4 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該行為が適正に行われたと認めたときは、特別緑地保全地区内行為完了確認通知書（第17号様式の4）を当該届出をした者に交付するものとする。

### 第3章 緑化地域

(緑化率の適用除外に関する許可の申請)

第9条 法第35条第2項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書(第18号様式)の正本及び副本に、別表第2に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

(緑化率の適用除外に関する許可)

第9条の2 市長は、前条第1項の許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可書(第18号様式の2)を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

第10条 削除

(緑化施設の工事の認定の申請)

第11条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例(平成20年9月横浜市条例第39号)第3条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であつて、法第43条第1項の認定を受けようとするものは、緑化施設工事完了延期認定申請書(第19号様式)の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

(緑化施設の工事の認定)

第11条の2 市長は、前条の認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定書(第19号様式の2)を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出)

第12条 法第43条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事を完了したときは、速やかに、緑化施設工事完了届出書(第20号様式)に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第43条第1項の認定を受けた者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに、緑化施設工事完了届出書を市長に提出しなければならない。

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第13条 省令第29条の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書(第21号様式)の正本及び副本に、別表第3(イ)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(ロ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

第13条の2 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請について法第35条又は第36条の規定に適合していると認めるときは、緑化施設適合証明通知書(第21号様式の2)を当該申請をした者に交付するものとする。

(緑化率の証明等に関する名義変更の届出)

第14条 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可、法第43条第1項の認定又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その住所又は氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更しようとするときは、緑化率の証明等に関する名義変更届出書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。

(緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出)

第15条 建築主は、第9条第1項、第11条又は第13条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、緑化率の証明等に関する取下届出書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

2 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、緑化率の証明等に関する取りやめ届出書(第24号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 緑地協定

(緑地協定に係る認可の申請)

第16条 法第45条第4項、第48条第1項及び第52条第1項並びに第54条第1項の規定に基づく認可を受けようとする者は、緑地協定(変更・廃止)認可申請書(第25号様式)に、付近見取図、緑地協定書及び緑地計画図を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

(緑地協定に係る認可)

第17条 市長は、前条第1項の認可をしたときは、緑地協定(変更・廃止)認可書(第26号様式)を当該認可の申請者に交付するものとする。

(公告の方法)

第18条 省令第12条(省令第15条において準用する場合を含む。)に規定する公告は、横浜市報に登載して行う。

(土地所有者等が存することとなった場合の届出)

第19条 法第54条第1項の規定により緑地協定の認可を受けた者は、当該認可の日から起算して3年以内に当該緑地協定区域の土地に2以上の土地所有者又は建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。)を有する者(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者)が存することとなったときは、土地所有者等存在届出書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

(緑地協定参加表明書)

第20条 法第51条第1項に規定する書面は、緑地協定参加表明書(緑地協定区域内)(第28号様式)とする。

2 法第51条第2項に規定する書面は、緑地協定参加表明書(緑地協定区域隣接地区域内)(第29号様式)とする。

3 前2項の表明書には、付近見取図及び加わろうとする緑地協定に係る緑地計画図を添付しなければならない。

4 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

#### 第5章 削除

第21条から第26条まで 削除

#### 第6章 雑則

(身分証明書の様式)

第27条 法第15条において準用する法第9条第3項に規定する身分を示す証明書並びに法第19条及び法第38条第2項において準用する法第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第35号様式)とする。

(委任)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年1月規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市緑地法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により掲げられている特別緑地保全地区内行為許可標は、この規則による改正後の横浜市都市緑地法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により掲げられた特別緑地保全地区内行為の許可等の表示とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則第4条の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあつたときの当該許可の承継の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第35号様式による身分証明書は、新規則第35号様式による身分証明書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。  
附 則（平成28年3月規則第32号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成30年2月規則第4号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項及び第10条の改正規定、第14条及び第15条第2項の改正規定（「第35条第3項各号」を「第35条第2項各号」に改める部分に限る。）並びに第18号様式及び第18号様式の2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際に現に改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第3条第1項）

行為の区分	図書の種類	明示しなければならない事項
法第14条第1項第1号に掲げる行為	付近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物及び木竹等との関係、位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	縮尺（200分の1以上）、方位、敷地（行為地）の境界線及び工作物の配置（許可行為変更の場合は、対照平面図とする。）
	立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺及び主要部分の材料の種類
	現況図	縮尺（600分の1以上）、方位、地形、敷地の境界線及び写真撮影方向
	現況写真	
法第14条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる行為	付近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	造成計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線（許可行為変更の場合は、対照平面図とする。）
	造成計画断面図	縮尺（600分の1以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）
	現況図	縮尺（600分の1以上）、方位、地形、行為地の境界線及び写真撮影方向
	現況写真	
法第14条第1項第3号に掲げる行為	付近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
	計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線並びに伐採木又は伐採林の位置及び区域
	現況図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、等高線及び写真撮影方向
	現況写真	

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項

別表第3 (第13条第1項)

(ア)	(イ)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表	敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項



第1号様式（第3条第1項）

特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可申請書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話

都市緑地法第14条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。  
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	
変更の内容及びその理由（変更の場合）	
備 考	

（注意） 他の法令の規定による許可、認定等がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。

（A4）

（備考）  
署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第9号様式（第4条）

横浜市 指令第 号  
年 月 日

特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可書

住 所

氏 名 様  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました特別緑地保全地区内行為については、次の条件を付して都市緑地法第14条第1項の許可をします。

条	件
---	---

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 10 号様式（第 4 条）

横浜市 指令第 年 月 日 号

特別緑地保全地区内行為（行為変更）不許可通知書

住 所

氏 名 様  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました特別緑地保全地区内行為については、次の理由により都市緑地法第 14 条第 1 項の許可をしません。

不 許 可 の 理 由	
-------------	--

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第11号様式（第5条第1項）

特別緑地保全地区内行為（行為変更）通知書

年 月 日

(通知先)  
横浜市長

通知者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話

特別緑地保全地区内における行為について、都市緑地法第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。

この通知書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	
変更の内容及びその理由（変更の場合）	
備 考	

(注意) 他の法令の規定による許可、認定等がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第12号様式（第5条第2項）

特別緑地保全地区内行為着手済届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際、既に着手していた行為について、都市緑地法第14条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	
備 考	

(注意) 他の法令の規定による許可、認定等がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第13号様式（第5条第3項）

特別緑地保全地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置を行いましたので、都市緑地法第14条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	
備 考	

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 年 月 日 号

特別緑地保全地区内行為（行為変更）確認通知書

住 所

氏 名 様  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長



通知  
年 月 日に 届出 のありました特別緑地保全地区内行為については、  
通知書 届出書 の内容を確認しましたので、次のとおり通知します。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	

第13号様式の3 (第5条の3第1項)

特別緑地保全地区内行為(行為変更)協議申出書

年 月 日

(申出先)  
横浜市長

申出者 所在地  
名称及び代表者の氏名  
電 話

印

都市緑地法第14条第8項の規定に基づき協議したいので、次のとおり申し出ます。  
この申出書(及び添付図書)の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
行 為 の 期 間	
変更の内容及びその理由(変更の場合)	
備 考	

(注意) 他の法令の規定による許可、認定等がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。

(A4)



第 年 月 日

特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議結果通知書

所在地

名称及び代表者の氏名

様

横浜市長



年 月 日に申出のありました特別緑地保全地区内行為については、協議を終了しましたので、次のとおり通知します。

協 議 結 果	
---------	--

第14号様式（第6条）

特別緑地保全地区内行為の許可等の表示

許可又は協議成立年月 日 及 び 番 号	
特別緑地保全地区名	
行 為 の 種 類	
行 為 者 の 住 所 及 び 氏 名	
行 為 の 期 間	
備 考	

この標識は、横浜市都市緑地法施行細則第6条の規定に基づき設置したものです。  
(縦45センチメートル以上、横50センチメートル以上)

第15号様式（第7条）

特別緑地保全地区内行為許可承継届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

特別緑地保全地区内の行為の許可を受けた者の地位を承継しましたので、横浜市都市緑地法施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
承継人の住所及び氏名	
被承継人の住所、氏名 及び承継人との続柄	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	
備 考	

(注意) 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は承継する法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は相続人の戸籍謄本及び相続を証する書類を、それぞれ添えてください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第16号様式（第8条）

特別緑地保全地区内行為の許可等に関する名義変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

都市緑地法第14条第1項の許可を受けた者等の名義を変更したいので、横浜市都市緑地法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
手 続 の 種 別	
許 可、通 知、届 出 又 は 協 議 成 立 年 月 日 及 び 番 号	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
変 更 後 の 住 所 及 び 氏 名 (法人の場合は、名称・代 表者の氏名)	⑩
変 更 前 の 住 所 及 び 氏 名 (法人の場合は、名称・代 表者の氏名)	⑩
備 考	

(注意) 氏名又は名称の変更を行う場合は、変更前の者の印鑑は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可申請書、特別緑地保全地区内行為（行為変更）通知書、特別緑地保全地区内行為着手済届出書又は特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議申出書と同一のものを押印してください。

(A4)

(備考)  
署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 17 号様式（第 8 条の 2 第 1 項）

特別緑地保全地区内行為の許可等に関する取下届出書

年 月 日

（届出先）  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話

特別緑地保全地区内行為の許可の申請又は協議の申出を取り下げたいので、横浜市都市緑地法施行細則第 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
許可申請又は協議申出 年 月 日	
行 為 の 種 類	
行 為 地	
取 り 下 げ る 理 由	
備 考	

（注意） 届出者の印鑑は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可申請書又は特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議申出書と同一のものを押印してください。（A 4）

（備考）  
署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 17 号様式の 2 (第 8 条の 2 第 2 項)

特別緑地保全地区内行為の許可等に関する取りやめ届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

特別緑地保全地区内行為の許可等に係る行為を取りやめたいので、横浜市都市緑地法施行細則第 8 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
許可、通知又は協議成立年月日及び番号	
行為の種類	
行為地	
取りやめる理由	
備考	

(注意) 届出者の印鑑は、特別緑地保全地区内行為(行為変更)許可申請書、特別緑地保全地区内行為(行為変更)通知書又は特別緑地保全地区内行為(行為変更)協議申出書と同一のものを押印してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第17号様式の3（第8条の3）

特別緑地保全地区内行為完了届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ④  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

特別緑地保全地区内の許可又は協議に係る行為を完了したので、横浜市都市緑地法施行細則第8条の3の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

特別緑地保全地区名	
許可又は協議成立年月日及び番号	
行為の種類	
行為地	
行為完了年月日	
備考	

(注意) 届出者の印鑑は、特別緑地保全地区内行為（行為変更）許可申請書又は特別緑地保全地区内行為（行為変更）協議申出書と同一のものを押印してください。  
(A4)

(備考)  
署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 号  
年 月 日

特別緑地保全地区内行為完了確認通知書

住所

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に届出のありました特別緑地保全地区内行為については、完了を確認しましたので、次のとおり通知します。

特別緑地保全地区名	
許可又は協議成立年月日及び番号	
行為の種類	
行為地	
行為完了年月日	
備考	

(A 4)



第 18 号様式(第 9 条第 1 項)

緑化率の適用除外に関する許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電話

都市緑地法第35条第2項に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適用除外の理由	

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率の適用除外に関する許可書

住 所  
氏 名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました建築物については、次の条件を付して都市緑地法第 35 条第 2 項の規定による許可をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建 築 物 の 名 称	
地 名 地 番	
敷 地 面 積	

2 適用除外の理由

3 許可条件

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化施設工事完了延期認定申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電話

都市緑地法第43条の規定に基づき、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに都市緑地法第35条又は第36条の規定による緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

位置	
種別	
面積	

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	

4 上記3のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	

6 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

--

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化施設工事完了延期認定書

住 所  
氏 名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました緑化施設の工事の完了の延期について、都市緑地法第 43 条第 1 項の認定をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建 築 物 の 名 称	
地 名 地 番	
敷 地 面 積	

2 工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概 要 及 び 規 模	
配 置	
種 別	
面 積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

(A 4)

第 20 号様式 (第 12 条)

緑化施設工事完了届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) ⑩  
電 話

都市緑地法第 43 条の規定に基づき認定を受けた同法第 35 条又は第 36 条の規定による緑化施設に関する工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建 築 物 の 名 称	
地 名 地 番	
敷 地 面 積	

2 工事完了年月日及び認定書番号

工 事 完 了 年 月 日	
認 定 書 番 号	

3 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

--

- (注意)
- 1 届出者は、緑化施設工事完了延期認定申請書の申請者となります。
  - 2 届出者の印鑑は、緑化施設工事完了延期認定申請書と同一のものを押印してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化率適合証明申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名 (印)  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

都市緑地法施行規則第 29 条の規定に基づき、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 建築物の工事種別	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	
5 建築着工予定年月日	
6 緑化率の適用除外に関する許可条件	
7 備考	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑化施設適合証明通知書

住 所  
氏 名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名) 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました建築物の緑化施設について、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証明します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置、面積及び建築着工予定年月日

建 築 物 の 名 称	
地 名 地 番	
敷 地 面 積	
建 築 着 工 予 定 年 月 日	

2 緑化率の適合に関する事項

(1) 建築物の工事種別	
(2) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概 要 及 び 規 模	
種 別	
配 置	
(3) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	

3 緑化率の適用除外に関する許可

適 用 の 有 無	
許 可 理 由	
許 可 条 件	

第 22 号様式 (第 14 条)

緑化率の証明等に関する名義変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

緑化率適合証明申請書等に記載した建築主の住所又は氏名を変更したいので、横浜市都市緑地法施行細則第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

申 請 の 種 類		
許可、認定又は証明 年月日及び番号		
建築物の敷地の 地名地番		
変 更 の 理 由		
建 築 主 の 住 所 及 び 氏 名 (法人の場合は、名 称・代表者の氏名)	変 更 前	⑩
	変 更 後	⑩
備 考		

- (注意) 1 届出者は、変更前又は変更後の建築主となります。  
2 変更前の建築主の印鑑は、緑化率の適用除外に関する許可申請書、緑化施設工事完了延期認定申請書又は緑化率適合証明申請書と同一のものを押印してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。



第 23 号様式 (第 15 条第 1 項)

緑化率の証明等に関する取下届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ④  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

横浜市都市緑地法施行細則第 13 条第 1 項の規定による申請等を取り下げたいので、同規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

申 請 の 種 類	
申 請 年 月 日	
建 築 物 の 敷 地 の 地 名 地 番	
取 り 下 げ る 理 由	
備 考	

- (注意) 1 届出者は、建築主となります。  
2 届出者の印鑑は、緑化率の適用除外に関する許可申請書、緑化施設工事完了延期認定申請書又は緑化率適合証明申請書と同一のものを押印してください。  
(A 4)

(備考)  
署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 24 号様式（第 15 条第 2 項）

緑化率の証明等に関する取りやめ届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

都市緑地法施行規則第 29 条の規定による証明等に係る工事を取りやめたいので、横浜市都市緑地法施行細則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

申 請 の 種 類	
許 可 又 は 証 明 年 月 日 及 び 番 号	
建 築 物 の 敷 地 の 地 名 地 番	
取 り や め る 理 由	
備 考	

- (注意) 1 届出者は、建築主となります。  
2 届出者の印鑑は、緑化率の適用除外に関する許可申請書又は緑化率適合証明申請書と同一のものを押印してください。

(A 4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第25号様式（第16条第1項）

緑地協定(変更・廃止)認可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話

都市緑地法第 条第 項の規定により、緑地協定（変更・廃止）の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

緑地協定の名称				緑地協定
緑地協定区域 (緑地協定区域隣接地)	( )			
緑地協定区域の面積(緑地協定区域隣接地の面積)	( )			平方メートル 平方メートル
土地所有者等の人数	土地の所有者	建築物等の所有を目的とする 地上権者 賃借権者		合計
	人	人	人	人
緑地協定の内容 (緑地に関する事項)				
変更・廃止の内容 及びその理由 (変更・廃止の場合)				
備 考				

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

緑地協定（変更・廃止）認可書

住 所  
氏 名 様  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました緑地協定については、都市緑地法第 条第 項の規定により、次のとおり（変更・廃止）認可します。

緑地協定の名称				緑地協定
緑地協定区域 （緑地協定区域隣接地）	（ ）			
緑地協定区域の面積（緑地協定区域隣接地の面積）				平方メートル
	（			平方メートル）
土地所有者等の人数	土地の所有者	建築物等の所有を目的とする		合 計
		地上権者	賃借権者	
	人	人	人	人
緑地協定の概要				
備 考				

第27号様式（第19条）

土地所有者等存在届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

次の緑地協定については、協定区域内の土地に2以上の土地所有者又は建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下「借地権等」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）が存することとなりましたので、横浜市都市緑地法施行細則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

緑地協定の名称				緑地協定
緑地協定区域				
認可年月日	年 月 日			
土地所有者等が存することとなった年月日	年 月 日			
土地所有者等となった者	氏名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)	住 所	緑地協定区域内に 所有し、又は借地権 等を有する土地の 地名・地番	面 積
				平方メートル

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第 28 号様式（第 20 条第 1 項）

緑地協定参加表明書（緑地協定区域内）

年 月 日

（提出先）

横浜市長

表明者 住 所

氏 名

⑩

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話

都市緑地法第51条第1項の規定により、次の緑地協定に参加することを表明します。

緑地協定の名称	緑地協定
緑地協定区域	
認可年月日	年 月 日
緑地協定区域内に 所有する土地の地名・地番	
面 積	平方メートル

(A 4)

（備考）

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第29号様式（第20条第2項）

緑地協定参加表明書（緑地協定区域隣接地区域内）

年 月 日

（提出先）

横浜市長

表明者代表 住 所

氏 名

Ⓜ

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話

都市緑地法第51条第2項の規定により、次の緑地協定について、緑地協定区域隣接地の区域内の土地の土地所有者等（当該区域内の土地の土地所有者又は建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下「借地権等」という。）を有する者をいう。）の全員の合意をもって、参加することを表明します。

緑地協定の名称		緑地協定			
認可年月日		年 月 日			
緑地協定区域隣接地					
緑地協定区域隣接地の面積		平方メートル			
緑地協定参加表明者	氏名 〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕	住 所	緑地協定区域隣接地の区域内に所有し、又は借地権等を有する土地の地名・地番	面 積	Ⓜ
				平方メートル	

(A4)

（備考）

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第30号様式から第34号様式まで 削除



(表)

第	号	身 分 証 明 書		
		所属名		
		職 名		
		氏 名		
			年 月 日	生
上記の者は、都市緑地法第 15 条において準用する同法第 9 条第 2 項の規定により、 原状回復等を行う者であることを証明します。				
		年 月 日	横浜市長	印

(縦 5.5 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

(裏)

都市緑地法（抜粋）	
(原状回復命令等)	
第 9 条	(第 1 項省略)
2	前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3	前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
(原状回復命令等についての準用)	
第 15 条	第 9 条の規定は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
		所属名		
		職 名		
		氏 名		
			年 月 日	生
上記の者は、都市緑地法第 19 条において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、 立入検査及び立入調査を行う者であることを証明します。				
		年 月 日	横浜市長	印

(縦 5.5 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

(裏)

都市緑地法 (抜粋)	
(報告及び立入検査等)	
第 11 条 (第 1 項省略)	
2	都道府県知事等は、第 8 条及び第 9 条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第 8 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。
3	前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
4	第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(報告及び立入検査等についての準用)	
第 19 条	第 11 条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 8 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第 14 条第 1 項の規定による許可を受けた」と、同条第 2 項中「第 8 条及び第 9 条」とあるのは「第 14 条の規定及び第 15 条において準用する第 9 条」と、「第 8 条第 1 項各号」とあるのは「第 14 条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
		所属名		
		職 名		
		氏 名		
			年 月 日	生
上記の者は、都市緑地法第 38 条第 1 項の規定により、立入検査を行う者であることを証明します。				
		年 月 日	横浜市長	印

(縦 5.5 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

(裏)

都市緑地法(抜粋)
(報告及び立入検査等)
第11条 (第1項及び第2項省略)
3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(報告及び立入検査)
第38条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。
2 第11条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。